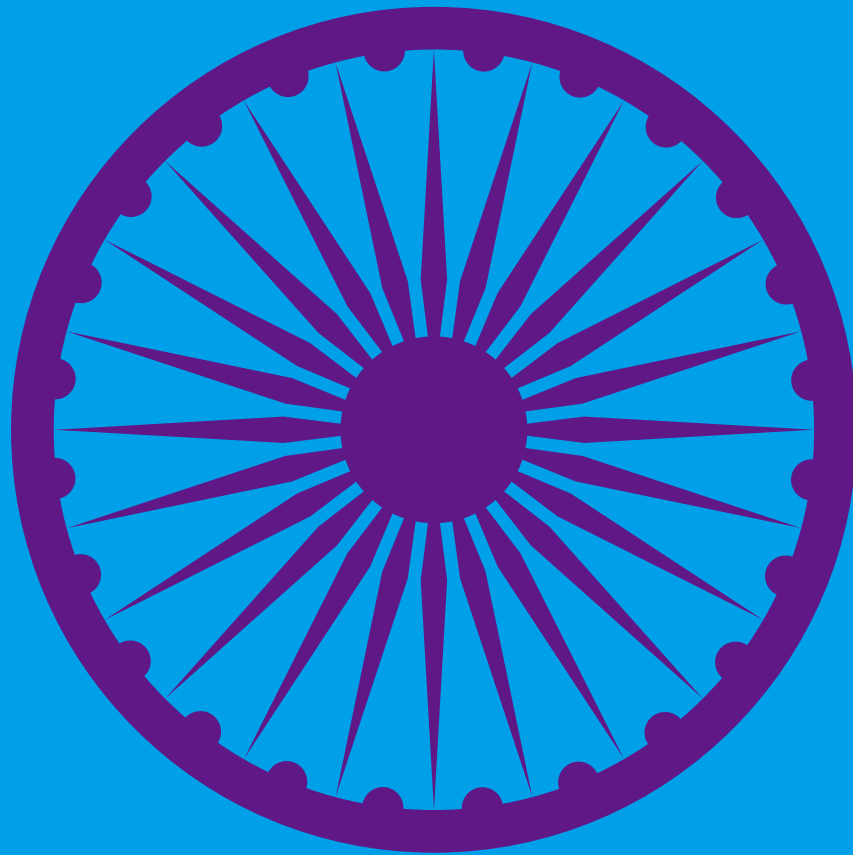


MAKE IN メイク・イン・インディア INDIA

火力発電





**農業から自動車まで
ハードウェアからソフトウェアまで
衛星から潜水艦まで
テレビから映画まで
橋からバイオテクノロジーまで
ペーパークリップから発電所まで
道路から都市まで
友情からパートナーシップまで
利益から進歩まで
あなたが望むものはすべて、
インドで作ってください。**



सत्यमेव जयते

「アショカ・チャクラ」は
インドの国章の中心的要素であり、
また国旗の中心にもあしらわれています。
この輪が象徴する平和的進歩とダイナミズムは、
インドの啓示に満ちた過去から受け継がれ、
インドを躍動する将来に向かわせる
力となっています。

太古の昔からインドの国章として
用いられているライオンは、
力、勇気、粘り強さと智恵という、
古代から今日まで受け継がれている
インド的価値観を表しています。



豊富な資源

豊富な資源を持つインドは、世界第5位の発電国である。
エネルギーの将来がインドにある。

1石炭の確認埋蔵量は1230億トン

天然ガスの確認埋蔵量は1兆3,550億立法メートル

世界第5位の発電国

世界第5位の電気消費国

100%のFDIが自動承認ルートにより認められる。



新たな優遇措置

「メイク・イン・インド」プログラムには、投資とイノベーションの促進、知的財産保護、最高レベルの製造インフラのための主要な新規優遇措置が含まれています。

① 新たなプロセス

- ・ビジネスのしやすい環境づくりを重視
- ・免許制度と規制の緩和

② 新たなインフラ

- ・産業大動脈
- ・産業クラスター
- ・スマートシティ
- ・イノベーション促進
- ・能力開発

③ 新たな分野

- ・防衛、建設、鉄道などの重要産業におけるFDIの開放

④ 新たな姿勢

- ・初めてインドに投資する投資者を到着時か案内し、支援する専門チーム
- ・全分野における、特定企業にターゲットを絞った働きかけ

事実と数字

投資をするべき理由

- 政府は 2012-17 年に 88.5GW、2017-22 年に 86.4GW の発電能力増強を目指している。
- 「国家料金政策 2006」は、発電、送電、配電に従事している会社、低価格で安定した電気をエンドユーザーに提供している会社が適切な投資利益を得られることを確保した。
- 料金ベースの競争入札を通じた、超大型電気プロジェクト(UMPP)スキームの立ち上げ。
- ←2013 年 3 月 31 日時点での総石炭備蓄量は 2989 億 4000 万トン。うち 1231 億 9000 万トンは確認埋蔵量である。
- 天然ガスの確認埋蔵量は 1 兆 3547 億 6000 万 m³。

成長の牽引力

- 電気の需要を増やすための産業活動の拡大。
- 人口の増加がエネルギー需要を押し上げる見込み。
- 市場への浸透と一人当たりの使用量の増加が、エネルギー産業に推進力を与えている。
- 2022 年の実現を目標に、大々的な発電能力増強 (174.9 GW) 計画が進行中。
- 野心的なプロジェクトとバリューチェーン全体における投資の増加。

統計

- インドは 1108 TWh の電気を生産しており、世界第 5 位の電気生産国、同時に電気消費国である。2022 年の総需要は 1905 TWh に達する見込み。
- 電気産業は、2012-17 年の予測されるインフラ部門投資のほぼ 4 分の 1 を占める。
- 2007-13 年で、電気生産は年間平均 5.5% 拡大した。
- 2013 年 10 月時点の火力発電の総設備容量は 156.5GW。



投資機会

- 発電
- 送電・配電
- 電力取引
- 電力取引所

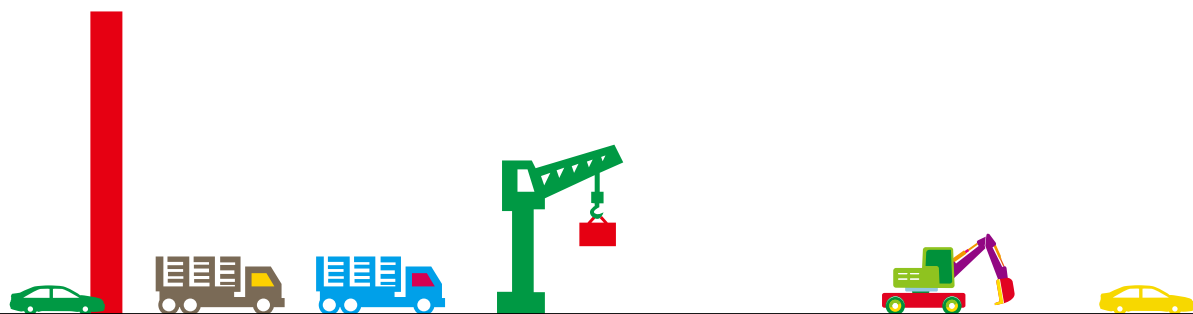


FDI 政策

原子力発電以外の電気部門においては、適用される規則や法律に準拠していることを条件に、100%のFDIが自動承認ルートで許可されている：

外国直接投資は以下のカテゴリーで許可されている：

- 水力発電所、石炭・褐炭・石油・ガスベースの火力発電所における発電と送電。
- 非従来型のエネルギー生成と配給。
- 電力エネルギーの家庭、工業施設、商業施設などへの配給。
- 電力取引。
- 49%までの電力取引所へのFDIは自動承認ルートで認められる（内訳は、26%のFDI+23%の機関投資家によるFDI/外国ポートフォリオ投資によるFDI）。
- 外国機関投資家/外国ポートフォリオ投資による株の購入は、既発証券市場に制限されている。非居住者である投資家/組織は（当該非居住者の関係者も含めて）、電力会社の株の5%以上を所有してはならない。また、外国投資はインド証券取引委員会（Security and Exchange Board of India, SEBI）の定める規制と、他の関連する法律/規制・安全基準等に準拠していることが条件となる。



資金援助

2014 年度連邦予算における条項

- 電気産業（発電、配電、送電）に対し、10 連続課税年度の期間、所得税から利益・利得の 100%の額を控除することを認める所得税法第 80 節 1A (4) (iv) の失効日が 2017 年 3 月 31 日まで延長された。
- 既に運転開始している発電所、また 2015 年 3 月までに運転開始する発電所には適切な量の石炭が提供される。
- よりクリーンで効率的な火力発電を提供する目的をもって超現代的超臨界圧石炭火力発電技術を創造するための新たなスキームへの準備作業に対し、10 億ルピーが配分された。
- 「地方の家庭に 24 時間電気を & 農業に適切な電気を」プロジェクトに 50 億ルピーが配分された。目的は、サブ送電線と配電システムの強化などを通じ農村地への電気供給を補強する目的をもってフィーダー分離を開始することである。
- インド石油公社 (IOCL)、インドウスタン石油公社 (HPCL)、バハラット石油公社 (BPCL) が家庭以外の免除対象カテゴリーの顧客に提供するプロパン混合液、液化プロパン、液化ブタン、LP ガスに関しては、中央物品税が全額免除される。2013 年 2 月 8 日まで遡及できる。
- 塊炭以外の様々な形態の石炭に対する課税構造が合理化され、基本関税が 2.5 パーセント、相殺税が 2%となる。無煙炭その他の石炭にかかる基本関税は 5%から 2.5%に軽減される。
- 無煙炭、原料炭その他の石炭にかかる相殺税は 6%から 2%に軽減される。
- パキスタンに供給される再ガス化 LNG に関しては、基本関税が免除される。
- インド石油公社 (IOCL)、インドウスタン石油公社 (HPCL)、バハ

ラット石油公社 (BPCL) が家庭以外の免除対象カテゴリーの顧客に提供するために輸入するプロパン混合液、液化プロパン、液化ブタンと LP ガスに対しても、2013 年 2 月 8 日まで遡及できる優遇措置が設けられる。

税制優遇措置：研究開発優遇措置

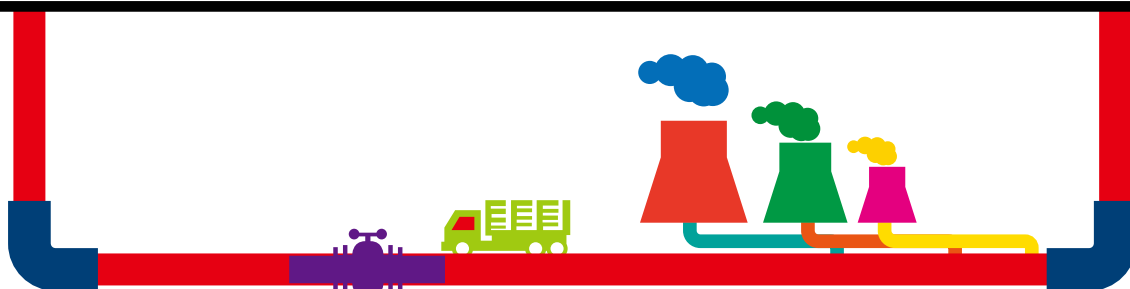
- 自社の研究開発センターを持つ、電気産業/エネルギー効率関連産業を含む工業・インフラ関連の企業は、研究開発に使った資本支出の控除を受けられる。
- 企業/民間出資の研究プログラムには、所得税法第 35 節 2AA で定められている通り、加重税額控除が適用される。
- 所得税法の第 35 節 (2AA) に基づき、国立研究所、大学や技術教育機関、特定分野における特定の人物に対して、指定当局に許可されたプログラム内の科学研究にかかわる費用が支払われた場合、200%の加重税額控除が認められる。

州政府による優遇措置：

- インドの特定の州は、産業プロジェクトに対する付加的な優遇措置を設けている。
- 州政府による優遇措置は、土地取得費用の払い戻し、土地の売却やリースに関連する印紙税の免除や緩和、電気税優遇措置、優遇的貸出利率、投資補助金/税優遇策、後進地域補助金、超大型プロジェクト向け特別優遇策パッケージなどの分野にわたる。

地域特定優遇措置：

- 北東地方、ジャンム・カシミール州、ヒマチャル・プラデッシュ州、ウットラカンド州などの特別地域におけるプロジェクトの設立に関する優遇措置が設けられている。



産業政策

電気法 2003:

- 発電プロジェクトに関する免許の廃止。
- 国際競争入札を通じた競争の増加。
- 送電を別個の活動として区別。

適切な政策措置を通じた再生可能エネルギーの促進:

- 2011年1月20日の料金政策改訂に伴い、配電免許を持つ企業が購入しなければならない太陽エネルギーの最小限量が、2012年度末までに0.25%、2022年までに3%に引き上げられる。
- 太陽エネルギーの市場販売を促進するために、太陽エネルギーとより安価な火力発電電気を組み合わせ、一括して販売する。

国家料金政策 2006:

- 発電、送電、配電に関わる企業が適切な投資利益を得られるようにする。
- 料金決定に関する統一指針を州電力規制委員会に課す。
- 合理的かつ競争的な価格で、消費者に電気を提供する。

超大型電気プロジェクト:

- 料金ベースの競争入札を通じ、超大型電気プロジェクト (UMPP) を立ち上げる。

→投資家の意欲を高めるために土地所有、燃料供給、水やその他に関する必要な申請手続きを簡素化する。

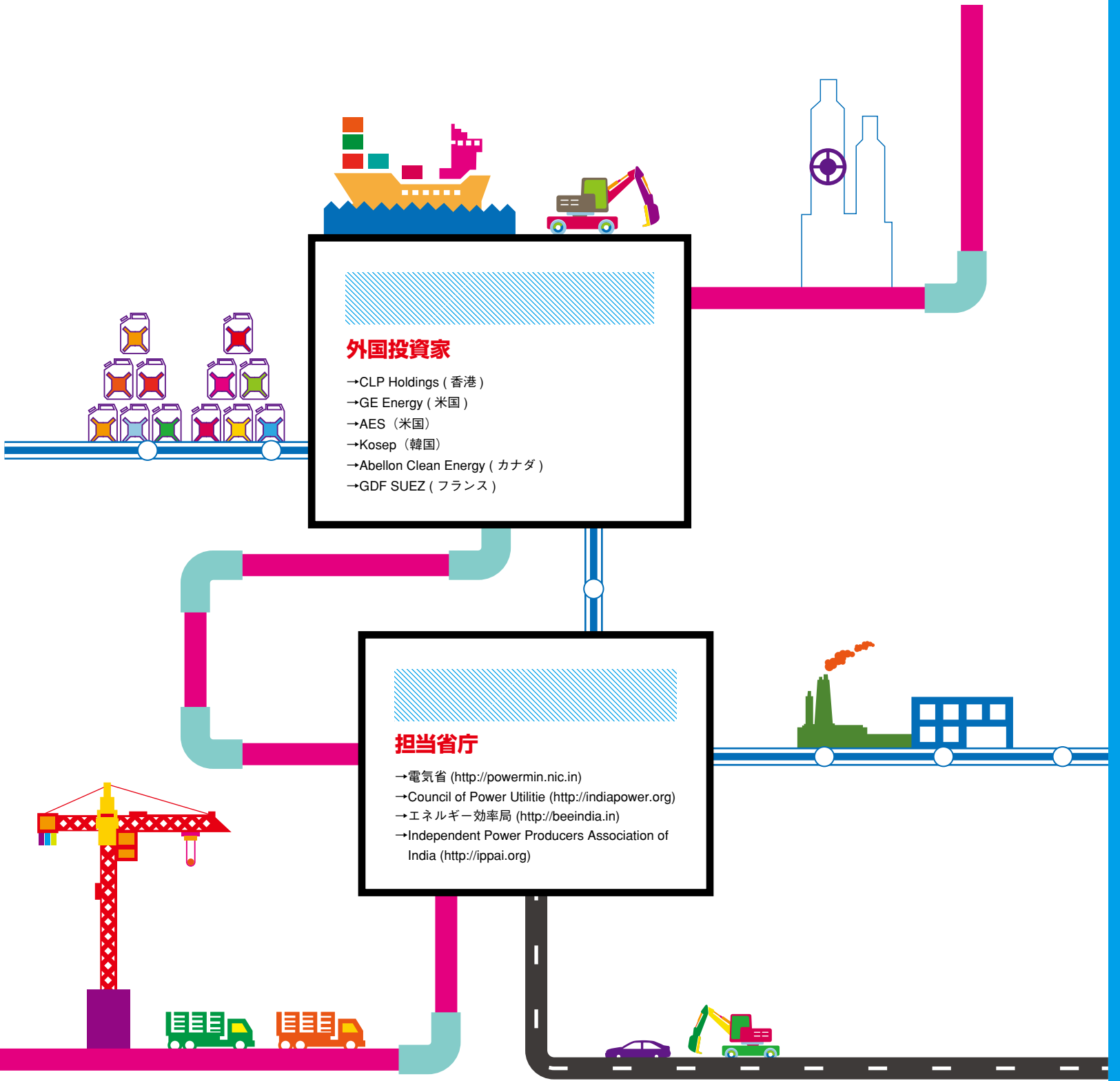
→電気省は、送電・配電網のアップグレードにより技術的・商業的損失 (AT&T losses) を15%まで減少させる目標を実現するための「再構築・加速化された電気開発改革プログラム」を立ち上げた。送電・配電における損失の実際の減少量と、中央政府資金による州政府への払い戻しを組み合わせて視野に入れている。事業費総額 63 億 1000 万ドル以上のプロジェクトが既に許可されている。

燃料供給協定:

→インド石炭公社との燃料供給協定により、電力会社が長期間にわたって石炭の入手を確保できるようになる。

官民連携プロジェクト (PPP):

→輸入石炭への依存を減らすため、インド石炭公社との官民連携プロジェクト政策枠組を作り、石炭生産を増やす予定。



外国投資家

- CLP Holdings (香港)
- GE Energy (米国)
- AES (米国)
- Kosep (韓国)
- Abellon Clean Energy (カナダ)
- GDF SUEZ (フランス)

担当省庁

- 電気省 (<http://powermin.nic.in>)
- Council of Power Utilitie (<http://indiapower.org>)
- エネルギー効率局 (<http://beeindia.in>)
- Independent Power Producers Association of India (<http://ippai.org>)



सत्यमेव जयते

インド政府

商工省 産業政策推進庁 投資促進室
Department of Industrial Policy & Promotion
Ministry of Commerce & Industry
Investor Facilitation Cell
Tel: +91-11-23487411

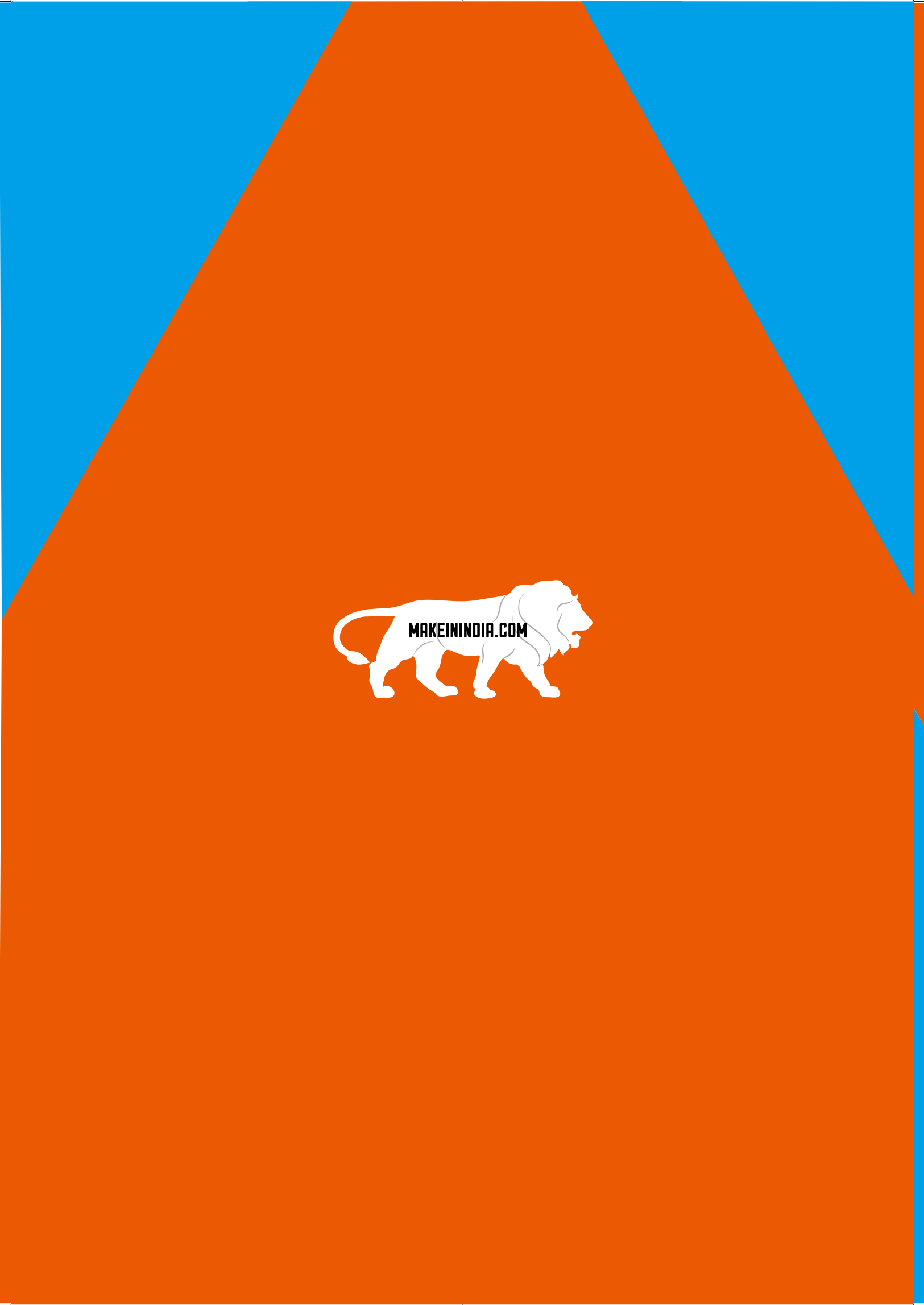
お問い合わせ

インド大使館

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11
電話：03-3262-2391 to 97
FAX：03-3234-4866
Email：fspic@indembassy-tokyo.gov.in

インド総領事館

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1 丁目 9-26 船場 I.S. ビル 10 階
電話：06-6261-7299
FAX：06-6261-7201
Email：cgindia@gol.com



MAKEININDIA.COM

